健康保険・厚生年金保険の被保険者氏名変更届・住所変更届の手続が変わりました

マイナンバー制度の導入により、平成 30 年 3 月から日本年金機構への被保険者の氏名変更届・住所変更届の提出が原則不要となりました。

被保険者の氏名・住所の変更情報については、日本年金機構がマイナンバーを活用して、地方公共団体システム機構(J-LIS)に変更情報の照会を行い、協会けんぽに情報提供を行います。協会けんぽでは日本年金機構から提供を受けた変更情報をもとに氏名変更による新しい保険証の発行を行います。

① 氏名変更があった場合に保険証が発行されます。
② 住所変更の場合は、保険証の発行はありません。